

知床しゃりブランド 食品衛生に関する認証基準

1. 食品衛生基準の考え方

- ①食品の衛生基準（微生物基準）は、法令としては、「食品衛生法で定める規格基準」及び「厚労省告示による衛生規範」によって、食品の種類ごとに検査項目や基準値が規定されているが、これらは、全ての種類を網羅しているわけではなく、また、必ずしも昨今の消費者意識が反映されたものではない。
- ②そのため、例えば、日本生活協同組合（日生協、コープ）では、食品を店舗で取り扱う際に、上記では規定されていない食品の種類に関して独自に基準を設けることで、より高い食の安全性を確保しようとしている。
- ③そこで、知床しゃりブランドの価値向上や、より高い水準での安全性の確保を目的として、「食品衛生法で定める規格基準」、「厚労省告示による衛生規範」に、消費者意識に最も近いものとして「日生協基準」を加えた、3つの基準を参考にして、知床しゃりブランド認証委員会としての自主基準を設定した。

2. 知床しゃりブランド食品衛生基準

別表のとおり

3. 食品衛生基準の運用方法

（1）検査の実施

- ①新規申請時及び再認証申請時において、外部検査機関による食品衛生検査（食品微生物検査）結果表の提出を義務づける。この検査費用は、申請者（事業者）の負担とする。
- ②検査項目は、食品種別に対応した食品衛生基準表によるものとし、最大で7項目とする。
- ③5年間の認証期間中に、少なくとも1回以上の抜き打ち検査を実施する。この検査費用は、ブランド運営委員会（事務局）の負担とする。
- ④認証審査にあたって、必要に応じて上記以上の頻度での検査を行わせ、検査結果を提出させることを、申請者（事業者）に義務づけることができるものとする。
- ⑤定めのない区分の食品が申請された場合は、暫定的に日生協（コープ）の基準での食品衛生検査の実施を求める。その後、認証委員会で検査内容を精査した上で知床しゃりブランド食品衛生基準に追加する。

（2）検査結果の取り扱い

- ①新規申請時及び再認証申請時において、食品衛生基準を満たしていない場合には、申請を受理しない。
- ②抜き打ち検査または申請時以外での検査において、基準値を満たさなかった場合には、再検査を指示することができる。この再検査の検査費用は、事業者の負担とする。
- ③抜き打ち検査や再検査などの結果、基準を満たさなかった場合には、全認証委員に結果を送付して見解を求めた上で、認証委員会の開催を待たずに、認証委員長が改善指導、再々検査指示、認証品としての出荷停止勧告などを判断することができるものとする。

4. 食品衛生検査の実施について

(1) 業者一覧

業者名	住所	電話番号	備考
株式会社 第一岸本臨床検査センター	北見市美芳町8丁目2-2	0157-61-4511	
紋別市水産製品検査センター	紋別市港町5丁目3-4	0158-23-1456	
サンダイヤ株式会社 釧路営業所	釧路市鳥取大通4丁目5番1号	0154-53-3191	
一般財団法人 日本食品検査	札幌市中央区北一条西21-3-17	011-612-1530	
有限会社エムズテック	札幌市北区北13条西4丁目1-6	011-738-5807	
株式会社環境総合科学	苫小牧市豊川町2丁目1番2号	0144-75-2181	

※代表的な業者を記載しています。事務局から特に指定はしておりません

(2) 検査料金

検査業者や検査項目によって異なりますが、概ね下記の金額が相場となっています。

一般生菌	2,000～3,000円	大腸菌群	3,000～4,000円
E. coli (大腸菌)	3,000～4,000円	黄色ブドウ球菌	4,000～5,000円
サルモネラ菌	6,000～8,000円	腸炎ビブリオ	6,000～8,000円
恒温試験	4,000～5,000円	水分活性	6,000～8,000円
リステリア	15,000円		

※あくまでも相場です。料金の詳細は業者へ直接ご確認ください

(3) 注意事項

- ①「大腸菌群」と「E. coli (大腸菌)」は名称が似ていますが、別の検査項目のため注意してください。
- ②検査には概ね1～2週間かかるため、余裕をもって検査を行ってください。また基準を満たしていない場合は申請を受理できませんので、それを踏まえて検査を行ってください。
- ③申請する商品が、別紙「知床しゃりブランド食品衛生基準」のどの項目に該当するか不明な場合は、事務局までご連絡ください。